

令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業 FAQリスト

No.	質問	回答	追加日
公募要領1	先行的事業化地域に選定されると、どのようなメリットがありますか	公募要領の3.に記載のとおり、選定地域には、関係府省庁の施策の集中や伴走支援体制の構築等のメリットがあります。	
公募要領2	令和9年度までに「事業化」することを前提に「提案書（本体）P.20」にて収支計画の提出が求められていますが、「公募要領2.（1）①」記載の「事業化」の定義は何でしょうか。補助金を活用せずに運行収入だけで事業が成り立つようにする必要がありますか。	原則として自動運転に特化した補助金を前提せずに事業が成り立つようにする必要がありますが、自治体の状況に応じて必要な事業化レベルが異なるため、一律に定義を求めるものではありません。各自治体において必要と考えている事業化をご記載ください。	
公募要領3	令和9年度に自動運転レベル4で運行することをコミットしていれば、令和8年度に初めて自動運転に取り組む（これまでの実績はない）のでも構わないのでしょうか。	応募いただくパターンによって異なります。 ●パターン①「最新技術活用型（任意地点移動型）」：過去の実績は必須ではありませんが、提案書を記載いただくにあたり、項目によっては過去の実績がある場合には記載が必要となる箇所もあります。 ●パターン②「運行エリア拡大型」：「既にレベル4自動運転サービスとして運行している～」と記載があるとおり、過去の実績は必須です。 ●パターン③「技術的課題解決型」：「レベル4自動運転サービスの実現にあたっての技術的課題を解決し～」と記載があるとおり、過去の実績は必須ですが、必ずしもレベル4の実績である必要はありません。	
公募要領4	「公募要領2.（2）②」に、「運行エリア拡大型」は「既にレベル4自動運転サービスとして運行している車両」を他の地域・路線に「拡大」するものとされていますが、申請時点でレベル4自動運転サービスとしての運行実績があることが必須なのでしょうか。	令和8年3月末において、運行実績を有していること、またはL4自動運転サービスの提供に向けた必要な許認可を取得していることが必要です。	
公募要領5	「公募要領2.（2）②」に、「技術的課題解決型」は、既存のバス路線等を自動運転で「代替」するものとされていますが、既存バス運行エリア外で新たにサービスを提供する場合でも構わないのでしょうか。	地域のニーズに合わせて当該エリアにおけるサービスを開始するなど、事業化に向けた合理的な理由を有しているのであれば問題ありません。	
公募要領6	「公募要領2.（2）」に①～③のパターンがありますが、応募時の提出書類において応募対象とするパターンを申告する必要はあるのでしょうか。	必要です。＜応募書類＞提案書（本体）のP.3および提案書（施策間連携）のP.1でご選択ください。	
公募要領7	応募時の提出書類「提案書（本体）P.3」において応募対象とするパターン申告を複数パターンで同時に申告することは可能でしょうか。	「提案書（本体）P.3」に、「注）応募対象欄に一つだけ○をつけること。」と記載があるように同時申告はできません。それぞれのパターン毎に目的が異なるため、目的に沿った計画といたうえて、1つのパターンを申告してご応募ください。	
公募要領8	1つの応募で複数路線を対象とすることは可能でしょうか。	「公募要領5.（6）」に記載のとおり、取組者は、原則1つの取組ごとにご応募ください。ただし、取組者が複数の取組を行っており、当該取組間において関連性が認められる場合はこの限りではなく、複数の取組をまとめて1つの取組として応募することも可能です。	
公募要領9	「公募要領6.（1）」記載の審査はどのようにして行われるのでしょうか。誰が決定するのでしょうか。	有識者が審査を行い、その助言を踏まえた上で、モビリティワーキンググループにて決定されます。	
公募要領10	「公募要領4.（1）」記載の進捗状況のデジタル庁への報告はどの程度の頻度でどの程度の内容のものが求められるのでしょうか	未確定ですが、例えば毎月または四半期をベースに必要なに応じて追加依頼することを想定しています。記載内容の詳細度については、用途に応じた内容で依頼をさせていただきます。	
公募要領11	「公募要領4.（1）」記載の「横展開への協力」とはどのようなことが求められるのでしょうか	他の地域で参考となる取組の発表など、必要に応じて要請することを想定しています。	
公募要領12	「公募要領4.（3）」記載の「取得したデータの管理・活用について適切な措置」とは具体的にどういったことが求められるのでしょうか。	法令順守について記載しているものであり、具体的な取組については関連法令等に則した対応を求めるものです。	

令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業 FAQリスト

No.	質問	回答	追加日
公募要領13	先行的事業化地域に採択されても各補助金等には別途申請する必要はあるのでしょうか。その結果、各補助金事業において不採択となることもあり得るのでしょうか。	先行的事業化地域に選定された場合において、「優先実施」は、支援策が優先的に実施されるものであり、「審査加点」は、補助金等の審査において加点がなされるものとなります。 優先実施の対象となる施策は提案書の内容等により審査されます。また優先実施以外の施策については、各補助金等への申請は別途必要です。 いずれも、各補助金等の趣旨に沿わない申請等の場合、不採択となる可能性があります。	
公募要領14	先行的事業化地域に選定されれば令和9年度の各施策においても優先実施若しくは審査加点の対象になるのでしょうか。	令和9年度の施策においては、対象となりません。あくまで令和8年度の施策における優先実施等となります。	
公募要領15	「公募要領3. (1)②」に「伴走支援体制の構築」とあるが具体的にどういった支援を想定しているのでしょうか。支援を行う人は誰でしょうか。	公募要領3. に記載のとおり、選定地域の抱える様々な課題について、デジタル庁が窓口となり、取組の課題解決や計画遂行について個別支援等を行うものです。	
公募要領16	「公募要領5. (3)」にて、1月9日～1月23日が応募期間となっていますが、1月16日の「事前提出」とはどのような目的が必要とされていますか。必須の要件でしょうか。	「提案書(本体)P2」に記載のとおり、デジタル庁にて審査準備を進めるため、提出いただけます。1月23日の時点で変更になっても構いませんので、1月16日の時点でできるだけ提出いただきたいと思います。	
公募要領17	「公募要領」P4に記載の複数取組は、何をもちて複数取組を見なされますでしょうか。	複数取組は、複数の地域が連携した取組を行うことで、実証の効率化、事業性の改善等が見込める取組を想定しておりますが、提案書の内容に応じて総合的に判断させていただきます。	1月13日
公募要領18	「公募要領」P4に記載の複数取組について、複数の取組をまとめて1つの取組として応募する際に、取組の区分がそれぞれ異なっても問題ないでしょうか。	取組の区分を複数選択し、応募することは出来ません。 それぞれの取組の区分に分けて応募してください。	1月13日
公募要領19	「公募要領」P4に記載の複数取組について、複数取組を1つの取組とするときの取組間の関連性について、自動運転の運行を行うにあたっての運用上、技術上の連携はないが、お客さま視点でのサービス上の連携は、取組間の関連があると認められるでしょうか。	複数取組は、複数の地域が連携した取組を行うことで、実証の効率化、事業性の改善等が見込める取組を想定しておりますが、提案書の内容に応じて総合的に判断させていただきます。	1月13日
公募要領20	本事業に選定された後に、施策間連携として記載のある各種支援に応募したものの不採択となった等の理由で、本事業の提案書の内容から実施内容が変更となることは認められますでしょうか。	実施内容を変更することで、本事業の目的を満たせない場合は、選定を取り消す可能性があります。そのような状況になった場合は、速やかにデジタル庁までご相談ください。	1月13日

令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業 FAQリスト

No.	質問	回答	追加工日
提案書1	「提案書（本体）P.19」に記載の、地方公共団体が定める各種計画（交通基本計画マスタープラン、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画等）にどのような記載内容が求められているのでしょうか。	自治体において、自動運転サービスの地域交通における位置付け、導入の目的、導入に向けた具体的な取組内容、実装までのスケジュール等が記載されていることが必要です。	
提案書2	「提案書（本体）P.21」に記載の「交通商社機能」と類似した取組」とは具体的にどのような取組のことを指すのでしょうか。	「モビリティ・ロードマップ2025」で取りまとめた「移動需要の創出」と「モビリティサービスの供給の最適化」を一体的に行い継続性を高める取組を指していますが、具体的な取組内容は様々なものがあり得るので、各自治体等において取り組んでいる内容や検討している内容を記載してください。	
提案書3	「提案書（本体）P.25」に記載の、他の地域でも使用できる汎用性の高い車両とはどのようなものなのでしょうか。	特定の地域に特化した車両ではなく、他の地域においても同様の走行が可能であることを想定しています。	
提案書4	自動運転車両の運行目的について、観光や生活交通などの制約はあるのでしょうか。	本事業の目的に沿っていれば、運行目的の制約はありません。	
提案書5	「提案書（本体）P.7」に記載の、準備運行/関係者試乗運行/一般運行の違いを教えてください。	明確な定義はございませんが、本事業においては概ね以下のように分類しています。 ●準備運行： ・動作検証（車両、自動運転システムの調律、遠隔監視システム、信号連携）、運行事業者のトレーニング、運行ダイヤの検証などを目的とした走行 ・一般運行コースと異なるテストコースでの走行 ●関係者試乗運行： ・本事業関係者や視察者などのみに乗客を限定した運行（2~3日間程度） ・1日限定の乗車イベント等 ●一般運行： ・一般の方を対象とした定常的な運行	
提案書6	「提案書（本体）P.13」に記載の、体制の妥当性（委託関係）における合意について、書面での合意まで必要なのでしょうか。	書面合意までは必要ありませんが、書面合意をしている場合は、根拠資料としてご提出ください。	
提案書7	「提案書（施策間連携）P.3」に記載の、個々の施策における「優先実施」と「審査加点」の違いは何でしょうか。	先行的事業化地域に選定された場合において、前者は、支援策が優先的に実施されるものであり、後者は、補助金等の審査において加点がなされるものとなります。	
提案書8	「提案書（事業内容）」の実施体制欄への記載について、コンソーシアムでの取組とする場合、申請時点で協定締結まで必要でしょうか。	応募時点ではコンソーシアムの協定書締結が完了している必要はございませんが、「提案書（事業内容）」の実施体制欄には実施体制の見込みについて記載ください。なお、実証開始時には協定書締結が完了するように調整してください。	1月13日
提案書9	「提案書（収支計画）」の年間収入欄には、既存の交通事業者の収益等も記載可能でしょうか。	収支計画については、自動運転サービスをどのように実装するかであるため、乗車人数増加など自動運転サービスを導入することによる収益増加も含まれますが、自動運転とは全く別の事業は含まれません。なお、記載する場合は、第三者も納得できる根拠を別紙につけてください。	1月13日
提案書10	「提案書（本体）」のP.7について、現時点で運行日数を90日未満で予定している場合、申請時点で90日以上に計画を見直さない限り、欠格となるという理解でよいでしょうか。	ご認識の通りです。 「提案書（本体）」のP.7に記載の内容を満たさない場合は欠格となります。	1月13日
提案書11	「提案書（本体）」P.3の記載内容について、コンソーシアムを組成する場合にも、申請者の概要欄は地方公共団体だけの連絡先を記載することでよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 代表となる地方公共団体担当者の連絡先を記載してください。	1月13日
提案書12	「提案書（事業内容）」の運行ルートにおいて、自動運転タクシーの運行ルートは可変だが、その場合どのように記載すべきでしょうか。	運行ルートの記載について、可変（ある範囲内を自由に走行する）であれば、対象の事業で走行する範囲について地図を用いて明示してください。	1月13日
提案書13	「提案書（本体）」の各項目の記載にあたり、1ページに収まらない場合はページをコピーして追加してもよいでしょうか。また、使用するフォントや文字サイズに指定はありますか。	各項目の記載にあたり、1ページに収まらない場合は、別紙として作成いただき、提案書には別紙がある旨を記載ください。 また、使用するフォントや文字サイズに指定はございませんが、読むことが出来る形で記載ください。	1月13日
提案書14	「提案書（本体）」のP.7について、他の地域において自動運転走行を実施していればその日数を運行日数にカウントしてもよいでしょうか。	1つの取組であれば、他路線の運行日数を合算した数値を記載してかまいません。複数路線ある場合は、各路線の運行日数と、複数路線を合計した運行日数をご記入ください。	1月13日
提案書15	取組者が複数の市町で関連する取組を行っており、各市町で取組の社会実装ルートが異なる場合、「提案書（事業内容）」は市町ごとにシートを分けて記入すべきでしょうか。	「提案書（事業内容）」について、複数ルートで運行する場合は1シートで運行ルートごとに記載ください。	1月13日
提案書16	「提案書（事業内容）」の実施体制について、記入対象の体制は本提案書提出時点（2026年1月時点）での体制を記載する認識で相違ないでしょうか。	「提案書（事業内容）」に応募時点の実施体制の見込みについてご記載ください。	1月13日
提案書17	取組者が複数の市町で関連する取組を行っており、各市町で社会実装ルートが異なる場合、「提案書（収支計画）」は市町ごとにシートを分けて記入する必要がありますでしょうか。	複数の取組の関連性を確認したいため、原則として1シートでご提出ください。1シートに記載が難しい場合は事業モデルごとにシートを作成し、シートを複数提出する理由を備考欄にご記入ください。	1月13日